

若杉高原開発企業組合 安全報告書(2012年)

弊社の索道事業に対し、日頃よりご利用、ご理解頂き、誠にありがとうございます。
弊社ではお客様の安全の確保、法令の遵守とともに安全輸送を心がけ、輸送事故をなくす決意を新たに、輸送事故0を目標にしております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について自ら振り返るとともに広くご理解頂く為に公表するものです。皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

若杉高原開発企業組合
代表理事 辻 隆

1.基本方針と安全目標

基本方針

- (1) 一致協力して輸送の安全確保に努める。
- (2) 輸送の安全確認に関する法令及び関連する規定をよく理解するとともに、これを守り職務を行ないます。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- (4) 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め疑義あるときは最も安全と思われる取扱をします。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し速やかに適切な処置をとります。
- (6) 情報は漏れなく迅速正確に伝え透明性を確保します。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に取り組みます。

安全目標

平成22年12月から23年11月の第28期、事故は0件であり
第29期も事故0件を目標にしています。

2.事故等の発生状況の報告

- (1) 索道運転事故等ありません。
- (2) インシデントの発生はありません。
- (3) 行政指導等ありません。

3. 輸送の安全確保のための取組み

(1)人材教育

弊社では、輸送やお客様の安全に役立つよう、シーズン開始前に施設及び取扱いについての安全教育を実施しております。グループワークにより情報の共有をしております。また、ヒヤリハット報告を行うことで、未然に事故を防ぎ、係員一人一人の意識向上を図っております。

このような取組みにより日々の作業を行うのに必要な知識・技能を保有したことを確認し業務に従事しております。

(2)緊急時対応訓練

毎年、シーズン営業前及びシーズン中に、索道係員、スクール、パトロール共同で救助訓練・リフト降下訓練・事故発生時の連絡体制の確認を行っております。

(3)安全への投資と支出

安全の維持・向上のために、施設は必要に応じて修繕いたしております。また、各種研修会等に参加し、技術の向上、情報の入手に努めております。

(第29期は、藤無2号ファミリーリフト減速機オーバーホールを計画。)

4.輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する基本的事項

輸送の安全確保に関する組織体制

- (1) 代表理事は輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う。
- (2) 代表理事及び役員は輸送の安全を確保するため、索道事業の実施及び管理の体制とその方法を定める。
- (3) 代表理事及び役員は輸送の安全確保のため、索道事業の実施及び管理の状況を把握し必要な改善を行なう。
- (4) 代表理事及び役員は輸送の安全確保に関する業務を統括管理する安全統括管理者を選任し、職務を行なう上でその意見を尊重する。
- (5) 代表理事及び役員は、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態の規模や内容に応じ、対策方法その他必要事項を定め職員等に周知する。

索道事業の組織体制

代表理事 — 安全統括管理者 — 索道技術管理者 — 各索道技術管理員・索道係担当者

各責任者の役割及び権限

- (1) 安全統括管理者 索道事業の輸送の安全に関する業務を統括する。
- (2) 索道技術管理者 安全統括管理者の指揮の下、索道の運行管理・索道施設の保守・その他技術上の事項に関する業務の管理。
- (3) 索道技術管理員 索道技術管理者の指揮の下、索道の運行管理・索道施設の保守管理を行なう。

輸送の安全を保つための管理方法

安全統括管理者実施事項

- (1) 安全に係る情報の周知と現場からの情報收受と、随時の現場立合い。
- (2) 事故防止対策・事業実施改善事項の検討。
- (3) 保安点検等の報告による確認。
- (4) 安全管理規定の周知。

5.索道検査について

索道再開検査・12ヶ月検査を冬シーズン前に実施し、それ以後は1ヶ月検査を整備細則に基づき実施し、毎日の始業点検と随時巡回点検を行なっています。
また毎年、冬期シーズン中に索道メーカーによる振動検査を行っています。

6.利用者の皆様との連携のお願い

- (1) 弊社は、お客様の期待に応えられるよう、お客様の立場に立ったサービスの提供に努めております。
皆様からお寄せいただいた声は真摯に受け止め、より信頼される索道運営を心がけ、努めたいと考えております。
- (2) リフト乗車時の注意事項
 - ①乗り方に不慣れなお客様は、係員にお申し出ください。
 - ②搬器から飛降りたり、揺らすのは絶対にお止めください。
 - ③空き缶、タバコの吸殻等のごみを、リフトから投げないでください。
 - ④衣服・携行品・毛髪等が搬器に巻きつかないように注意してください。
 - ⑤改札後は係員の指示に従ってください。
 - ⑥滑走具の手持ち乗車は原則禁止しております。
 - ⑦スノーボードのお客様は必ず流れ止め（リーシュコード）を着用して下さい。

8.ご連絡先

安全報告書へのご感想、弊社への安全の取組みに関するご意見をお寄せください。

〒667-0323

兵庫県養父市大屋町若杉 99-2

若杉高原開発企業組合 若杉大屋スキー場

TEL 079-669-1576

FAX 079-669-1591